

平成八年厚生省告示第八十七号（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件）の一部を改正する件（案） 新旧対照表

○ 平成八年厚生省告示第八十七号（地震防災緊急事業五箇年計画に定める施設等の整備等及び国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準を定める件）（抄）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第二 法第四条第一項の国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）</p> <p>第三条第二項の診療所のうち、構造耐力、保存度及び外力条件に鑑み、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがあるものの改築</p> <p>二 法別表第一の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條第一項に規定する乳児院、障害児入所施設若しくは児童心理治療施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設、老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五條の三に規定する養護老人ホーム（入所者に対する介護を必要とする者その他大規模な地震が発生した場合において避難することが困難な者の割合が相当の割合以上であるものに限る。）若しくは特別養護老人ホーム又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五條第十一項に規定する障害者支援施設（同条第七項に規定する生活介護又は同条第十二項に規定する自立訓練を行うものに限る。）のうち、構造耐力、保存度及び外力条件に鑑み、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがある施設であつて、木造のものの改築</p>	<p>第二 法第四条第一項の国の補助の特例の対象となる地震防災緊急事業に係る主務大臣の定める基準は、次のとおりとする。</p> <p>一 地震防災対策特別措置法施行令（平成七年政令第二百九十五号）</p> <p>第二条第二項の診療所のうち、構造耐力、保存度及び外力条件にかんがみ、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがあるものの改築</p> <p>二 法別表第一の児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第七條に規定する乳児院、精神薄弱児施設、盲ろうあ児施設（通所施設を除く。）、虚弱児施設、肢体不自由児施設（通所施設を除く。）、重症心身障害児施設若しくは情緒障害児短期治療施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五條第一項に規定する身体障害者更生施設で、重度の肢体不自由者を入所させるもの若しくは身体障害者療護施設、生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第三十八條第一項に規定する救護施設、精神薄弱者福祉法（昭和三十五年法律第三十七号）第五條に規定する精神薄弱者更生施設（通所施設を除く。）又は老人福祉法（昭和三十八年法律第三百三十三号）第五條の三に規定する養護老人ホーム（入所者に対する介護を必要とする者その他大規模な地震が発生した場合において避難することが困難な者の割合が相当の割合以上であるものに限る。）若しくは特別養護老人ホームのうち、構造耐力、保存度及び外力条件にかんがみ、大規模な地震の発生により倒壊その他の事故による被害を受けるおそれがある施設であつて、木造のものの改築</p>

別表

- 一 児童福祉法第七条第一項に規定する助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童養護施設、障害児入所施設、児童発達支援センター又は児童心理治療施設
- 二 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項に規定する身体障害者福祉センター又は視聴覚障害者情報提供施設
- 三 生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設又は更生施設
- 四 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設
- 五 老人福祉法第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は老人福祉センター
- 六 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十一項に規定する障害者支援施設
- 七 前各号に掲げる施設のほか、大規模な地震が発生した場合において、避難することが困難な者を入所又は利用させている施設

別表

- 一 児童福祉法第七条に規定する助産施設、乳児院、母子寮、保育所、養護施設、精神薄弱児施設、精神薄弱児通園施設、盲ろうあ児施設、虚弱児施設、肢体不自由児施設、重症心身障害児施設又は情緒障害児短期治療施設
- 二 身体障害者福祉法第五条に規定する身体障害者更生施設、身体障害者療護施設、身体障害者授産施設、身体障害者福祉センター又は視聴覚障害者情報提供施設
- 三 生活保護法第三十八条第一項に規定する救護施設又は更生施設
- 四 売春防止法（昭和三十一年法律第百十八号）第三十六条に規定する婦人保護施設
- 五 精神薄弱者福祉法第五条に規定する精神薄弱者更生施設、精神薄弱者授産施設、精神薄弱者通勤寮又は精神薄弱者福祉ホーム
- 六 老人福祉法第五条の三に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム又は老人福祉センター
- 七 前各号に掲げる施設のほか、大規模な地震が発生した場合において、避難することが困難な者を入所又は利用させている施設